| 行為 | 市街化区域 | 市街化調整区域 |
|---|--|---|
| 建築物の新築、増築、 改築若しくは移転、外 観を変更することとな る修繕若しくは模様替 又は色彩の変更 | (1) 第一種低層住居専用地域:軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物(2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域:高さが10メートルを超える建築物(3) 準工業地域又は近隣商業地域:高さが15メートルを超える建築物(4) 商業地域:高さが20メートルを超える建築物(5) 上記にかかわらず、延床面積が500㎡を超える建築物 | ・専用住宅及び兼用住宅並びにこれらに付随する 車庫、倉庫その他の建築物を除くすべての建築 物。 |
| 工作物の新築、増築、 改築若しくは移転、外 観を変更することとな る修繕若しくは模様替 又は色彩の変更 | | |
| 開発行為 (*1) | ・開発許可申請が必要な開発行為すべて (1000㎡以上) | |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | ・変更に係る土地の面積が600㎡以上のもの | |
| 木竹の植栽又は伐採 | ・600㎡以上の木竹の植栽又は伐採 | |
| 屋外における土石、廃 棄物 ^(*2) 、再生資源 ^(*3) その他の 物件の堆 積 | ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その用途にかかる面積が600㎡以上のもの | |
| 水面の埋立て又は干拓 | • 600㎡以上の事業区域における水面の埋め立て又は干拓 | |
| | | |